

平成十五年七月一日提出
質問第一一六号

特定郵便局長の採用が公募でない理由に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

特定郵便局長の採用が公募でない理由に関する質問主意書

政府の「特定郵便局長の任用について」という資料には、「基本的考え方」として、「部内職員から登用する場合（人事配置の一環）」と部外者から採用する場合がある」とある。部外者からの採用は最近では年二〇〇人前後と聞いている。そこで部外者採用についてお尋ねする。

- 一 部外者採用は過去十年間、毎年何人か。受験者数と合格者数、合格率をお示し願いたい。
- 二 部外者採用の試験は、一定の条件さえ満たせば、誰でも受験できる（公募）のか、否か。受験できるとすれば、その願書はどこに連絡をしてもらえばいいのか、連絡先をお示し願いたい。そもそも願書は存在するのか。

また、一定の条件を満たせば誰でも受験できる（公募）というわけではないのであれば、どのような条件があれば受験可能か。条件を数字も含めて詳細にお示し願いたい。また推薦人の条件等があればそれもお教え願いたい。

また、一定の条件を満たしても誰でも受験できる（公募）というわけではないのであれば、その理由は。

三 専門知識もあり、地域での信頼もある等、採用側にとっても有意な人物が、部外者採用の試験を受験したいと望んだとき、受験を拒否しないか、否か。また、受験を望んだその人物は、どちらに連絡すればよいのか、部署と担当役職者と住所、電話番号をお示し願いたい。

四 特定郵便局長の部外者採用者の直近一年間に採用した方すべての前職と、採用される前の住居が郵便局と同じ敷地にあつたか否か、をお示し願いたい。

五 特定郵便局長の部外採用者における世襲比率を過去年間、年ごとにお示し願いたい。

六 公社に移行して二の考え方は、今後とも堅持するおつもりか。

七 政府として、国家公務員にもかかわらず、あくまで公募をしないという姿勢をどう考えるか。国家公務員法にある「民主的な方法で選択」に反しないか。

右質問する。